

陸上競技場使用料

区分				午前	午後	全日
				9 : 00 ～ 12 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	9 : 00 ～ 17 : 00
				円	円	円
主競技場	独占使用	アマチュアスポーツ（球技を除く。）	入場料の類を徴収する場合	9,600	12,800	25,600
			入場料の類を徴収しない場合	4,800	6,400	12,800
	アマチュアスポーツ以外のスポーツ（球技を除く。）	入場料の類を徴収する場合	営利を目的とする場合	72,000	96,000	192,000
			営利を目的としない場合	36,000	48,000	96,000
		入場料の類を徴収しない場合	営業宣伝を目的とする場合	33,000	44,000	88,000
			営業宣伝を目的としない場合	16,500	22,000	44,000
	球技	入場料の類を徴収する場合	42,000	56,000	112,000	
		入場料の類を徴収しない場合	19,500	26,000	52,000	
	個人使用（1人当たり）			200	250	
	補助競技場	独占使用	陸上競技	3,000	4,000	8,000
球技等			1,800	2,400	4,800	
個人使用（1人当たり）			150	200		

投てき練 習場	独占使用	1,800	2,400	4,800
	個人使用（1人当たり）	150	200	
多目的広 場	独占使用	1,800	2,400	4,800
	個人使用（1人当たり）	150	200	
トレーニ ング室	独占使用	600	800	
	個人使用（1人当たり）	150	200	
1階会議室（1室につき）		450	600	1,200
2階会議室（1室につき）		600	800	1,600
役員室（1室につき）		450	600	1,200

備考

- 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 4 市外利用者が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 5 トレーニング室の夜間（午後6時から午後9時まで）の使用料は、独占使用の場合は1,200円、個人使用の場合は300円とする。
- 6 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 7 備品その他の使用料については、規則で定める。